

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

7

健康保険委員在籍の事業所限定！協会けんぽGUIDEBOOKを作成いたしました！

2025 July
NO.564

- 健康づくり推進事業所限定！特典のご案内
- マイナ保険証をお持ちでない方へ
資格確認書をお送りいたします
- 戸籍等に記載される氏名の振り仮名を変更する方へ
(年金に関するお願い)
- 8月の出張年金相談
- 令和6年度 事業・決算報告



霞ヶ浦総合公園の蓮の花と風車（土浦）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健康保険委員在籍の事業所限定！

協会けんぽ GUIDEBOOK を作成いたしました！

協会けんぽ茨城支部では、協会けんぽの概要や、各種給付金の説明、申請書の記入方法などを網羅した「協会けんぽ GUIDEBOOK」と「協会けんぽ GUIDEBOOK 健康保険制度・申請書の書き方」を作成いたしました。

この GUIDEBOOK は、【協会けんぽにご加入の事業所様のうち、健康保険委員にご登録いただいている事業所様限定】で、お送りしています。

気になる中身！

- ・ 協会けんぽについて
- ・ 健康保険の給付金等について
- ・ 各種申請書の書き方 など

協会けんぽについて、
知りたい情報やこれ
まで疑問に思ってい
たことが丸わかり！

まだ健康保険委員のご登録がない事業所様は、この機会にぜひご登録をお願いします。

※強制的な業務等は一切ありません。日々の業務に支障のない範囲でご協力いただいております。

登録書や変更届は、協会けんぽ茨城支部のホームページからダウンロードできます。

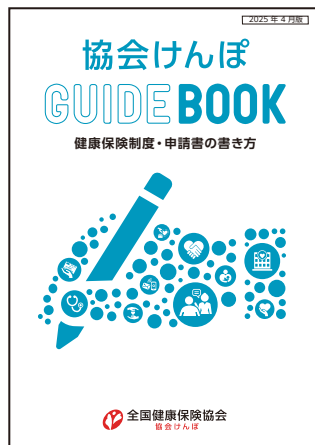
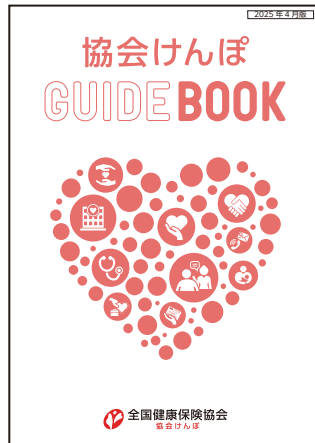
健康保険委員については
知りたい方はコチラ▼



協会けんぽ茨城 健康保険委員

検索

協会けんぽ GUIDEBOOK ▼



健康づくり推進事業所限定！特典のご案内

健康セミナーを無料で受講できます！

メニュー

- ・ 運動不足解消 ・ 身体の機能改善
- ・ ストレス解消 ・ 疲労改善 など

対面、オンライン、DVD、VOD が選べます。

※メニューによって受講方法を選択できない場合があります。

※お申し込みが上限に達した時点で終了となります。

上限30事業所
(先着順)



マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

※茨城支部の事業所お勤めの方には令和7年10月以降お届けとなります。

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**協会けんぽでは、令和7年7月より順次、従業員様のご自宅に送付します。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちでない場合とは、以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様



なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

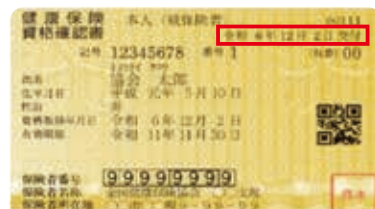
資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。



資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。

なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。



今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。

なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。

同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町 1-2-4
マイムビル 9 階

☎029-303-1500（代表）

マイナ保険証を
使用しましょう！！

※令和6年12月2日以降、
健康保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証



日本年金機構からのお知らせ

戸籍等に記載される氏名の振り仮名を変更する方へ(年金に関するお願い)

戸籍法(昭和22年法律第224号)および住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正により、本籍地の市区町村長から、順次、戸籍・住民票に記載される予定の「氏名の振り仮名」が通知されます。

通知された「氏名の振り仮名」を変更・訂正する届出を行った場合、次のとおり年金関係の手続きが必要になる可能性があるため、注意してください。

年金受給者の方

年金の受取先金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」(口座名義変更のご案内)をお送りします。

「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)の変更手続きが必要です。

※「氏名変更のお知らせ」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)を変更すると、口座名義(フリガナ)と年金記録の氏名のフリガナが相違し、年金の支払いが一時的に止まる場合がありますので注意してください。

国民年金第1号被保険者の方

1. 国民年金保険料を口座振替によりお支払いいただいている方

「氏名の振り仮名」を変更・訂正する届出を行い、戸籍等に合わせて口座名義(フリガナ)を変更した場合は、改めて「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼還付金振込方法(変更)申出書」の提出が必要となります。

2. 国民年金保険料を納付書により納付していただいている方

未納期間がある場合、変更後の氏名で国民年金保険料の納付書が再発行される場合がありますので、重複納付とならないよう注意してください。なお、「氏名の振り仮名」変更前、変更後のいずれの納付書でも納付可能です。

健康保険被保険者(協会けんぽ)の方

協会けんぽより資格確認書が発行されている場合は、変更後の「氏名の振り仮名」で資格確認書が発行されます。

不審な電話や訪問にご注意ください

電話や訪問により、預貯金額や口座番号・口座名義などの個人情報をお聞きすることはありません。怪しいと感じたら、相手の名前や所属等を確認し一旦電話を切ったうえで、お近くの年金事務所等へお問い合わせください。

Q & A

共通

Q 1 市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナが間違っているので変更しようと思います。年金記録の氏名のフリガナは正しいフリガナになっていますが、年金事務所等での手続きは必要ですか。

A 1 市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを年金記録の氏名と同じフリガナに変更する場合は、年金事務所等での手続きは不要です。年金記録の氏名のフリガナは次の通知等で確認することができます。

年金受給者の方	年金証書
年金制度に加入中の方(※)	年金手帳、基礎年金番号通知書

※健康保険(協会けんぽ)に加入中の方は、健康保険証(資格確認書)でも確認できます。

年金受給者の方

Q 2 市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを変更しようと思います。年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)も変更する必要があると思いますが、年金事務所等での手続きも必要ですか。

A 2 年金事務所等でのお手続きは必要ありませんが、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関で口座名義(フリガナ)の変更手続きが必要です。

市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを変更すると、その情報が年金記録の氏名のフリガナと相違する場合、年金記録の氏名のフリガナも変更されます。

変更後の年金記録の氏名のフリガナが年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)と相違している場合は、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。

このため、年金記録の氏名のフリガナが変更された方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りしますので、「氏名変更のお知らせ」が届いてから、次の年金支払日までに年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)について変更手続きをお願いします。(Q 3 と Q 4 も必ずご確認ください。)

Q 3 戸籍の氏名のフリガナを変更しました。「氏名変更のお知らせ」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)を変更した場合、年金支払いに何か影響があるのでしょうか。

A 3 「氏名変更のお知らせ」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)の変更手続きを行うと、年金記録の氏名のフリガナの変更が間に合わず、次の年金支払いが一時的に止まる場合があります。

このため、年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)の変更手続きは、日本年金機構からお送りする「氏名変更のお知らせ」がお手元に届いてから行ってください。(Q 2 もご確認ください。)

万一、「氏名変更のお知らせ」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)を変更し、年金の支払いが一時的に止まってしまった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

Q 4 私の名前は、「リョウコ」(小文字のヨ)ですが、市区町村から通知された戸籍氏名のフリガナが「リョウコ」(大文字のヨ)となっていたので、「リョウコ」に訂正したところ、年金を受け取っている金融機関の通帳に記載されているカナ名義も「リョウコ」(大文字のヨ)となっていました。これまで年金は問題なく振り込まれていたのですが、年金事務所等で手続きが必要ですか。

A 4 年金関係のお手続きは必要ありません。
日本年金機構では、氏名に小文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】が含まれている方の年金を振り込む際、氏名に含まれる小文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】を大文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】に変換したうえで、振り込みます。

Q 5 共済組合等から支給されている年金を受給している場合も年金事務所等での手続きが必要になりますか。

A 5 共済組合等から支給されている年金(基礎年金を除く)については、別途、手続きが必要となりますので、該当の共済組合等へお問い合わせください。

国民年金に加入中の方

Q 6 市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを変更しようと思います。現在、国民年金保険料を口座振替で払っていますが、年金事務所等での手続きは必要ですか。

A 6 戸籍の氏名のフリガナに合わせて、口座振替に利用している金融機関の口座名義(フリガナ)を変更する方は、改めて変更後の氏名で「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」の提出が必要です。(変更しない方は手続き不要です。)
※市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを変更しても、国民年金の口座振替依頼の名義は自動で変更されません。

健康保険・厚生年金保険に加入中の方

Q 7 市区町村から通知された戸籍の氏名のフリガナを変更しようと思います。現在、健康保険(協会けんぽ)および厚生年金保険に加入していますが、年金事務所等での手続きは必要ですか。

A 7 市区町村から通知された戸籍のフリガナを変更すると、その情報が年金記録の氏名のフリガナと相違する場合、年金記録および健康保険の氏名のフリガナも変更されるため、原則、手続きは不要です。
なお、全国健康保険協会(協会けんぽ)から資格確認書が発行されている方には、変更後の氏名のフリガナで資格確認書が再発行されることとなります。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和7年8月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

令和7年8月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	6日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
	7日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	12日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	12日(火) 10:00～15:00	鹿嶋市商工会本所
	28日(木) 10:00～15:00	神栖市保健・福祉会館(保健センター)
土浦年金事務所 029 (825) 1170	7日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	22日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市役所
下館年金事務所 0296 (25) 0829	7日(木) 10:00～15:00	常総市商工会水海道事務所
	20日(水) 10:00～15:00	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2194	19日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード(マイナンバーカード)などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、基礎年金番号通知書(年金手帳)または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要となりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和6年度 事業・決算報告

一般財団法人茨城県社会保険協会は5月27日に理事会、6月18日に評議員会を開催し、令和6年度の事業報告および収支決算について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

事業結果および決算について、次のとおり報告いたします。

令和6年度 事業報告
社会保険制度の普及啓発事業

1. 広報紙の発行
- 広報紙「社会保険いばらき」を毎月発行し、社会保険制度の内容や改正事項等の周知を図りました。
2. 冊子・リーフレット等の配付
- 「社会保険の事務手続（令和6年度版）」を会員事業所へ配付したほか、健康管理・健康増進に関するリーフレットを配付し、社会保険制度および健康管理の周知啓発に努めました。
3. 年金セミナー・健康管理講座の開催
- 年金の受給を間近に控えた被保険者およびその配偶者等を対象に、県内5会場で6回、セミナーを開催しました。 受講者総数 135名
- (セミナーのテーマ)
- 年金とライフプラン
 - 毎日の食事で健康を守ろう

健康づくり事業

1. 職場の健康づくりの支援
- ①職場における健康づくり事業として、健康の保持増進と生活習慣病に関する意識の向上を図るため、健康運動指導士や管理栄養士を派遣し、講話、健康相談、実技指導を行いました。
 - ②健康啓発DVDの貸出を行いました。
 - ③職場の健康づくり意識の向上のために、疾病予防、健康増進、食生活等に関するパンフレットやリーフレットを配付しました。
2. 健康増進施設の利用補助
- 会員事業所の被保険者およびご家族の健康増進を図るため、トレーニングジムやアイススケート場の施設利用の補助を行いました。 利用者 1,075名 (利用施設)
- とっぷさんて大洋 ●つくばウェルネスパーク
 - 筑西遊湯館 ●ほっとランドきぬ
 - 山新スイミングアリーナ
3. 健康づくりウォーキング
- 10月に神奈川県横浜市で健康づくり散策を開催しました。 参加者 199名

保健施設事業

1. 契約保養施設の利用補助
- 会員事業所の被保険者およびご家族の保養を目的として、県内外の契約保養施設をご利用する際の宿泊料の補助を行いました。
2. 福利厚生事業
- 会員事業所の被保険者およびご家族の心と体の健康

- 保持を目的として、施設利用等の補助を行いました。
- ①全国の宿泊施設やレジャー施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しました。
 - 発行事業所数 45事業所 発行枚数 120枚
 - ②潮干狩り（木更津市江川海岸） 利用者 444名
 - ③夏季プール 利用者 2,377名 (利用施設)
 - ・いこいの村潤沼・久慈サンピア日立
 - ・フォレスバ大子・ヒューナックアクアパーク水郷
 - ④くだもの狩り（千代田果樹観光協会） 利用者 1,923名
 - ⑤東京ディズニーランド・ディズニーシー 利用者 1,323名
 - ⑥「室内楽の夕べ」 来場者 55名

諸会議

事業の適正、円滑な運営を図るため、理事会、評議員会を開催しました。

理事会 4回（書面決議を含む）

評議員会 2回（書面決議を含む）

令和6年度 収支決算報告
正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

【経常増減の部】 (単位：円)

経常収益	特定資産運用益	0
	受取会費	48,963,069
	雑収益	627,742
	受取利息	5,921
	雑収益	621,821
	経常収益計	49,590,811
経常費用	事業費	46,586,833
	普及宣伝事業	19,355,826
	関係団体協力事業	3,282,501
	健康づくり事業	10,153,715
	保健施設事業	13,794,791
	管理費	6,256,193
	経常費用計	52,843,026
	当期経常増減額	△3,252,215

【経常外増減の部】 (単位：円)

経常外収益計	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	△3,252,215
一般正味財産期首残高	59,964,868
一般正味財産期末残高	56,712,653